

## 柏原市立玉手地域コミュニティ会館指定管理者候補者の選定結果について

|               |   |   |   |
|---------------|---|---|---|
| 施設名           | 柏原市立玉手地域コミュニティ会館  |   |   |
| 指定期間（予定）      | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）   |   |   |
| 選定した候補者       | 玉手地域コミュニティ委員会<br>（所在地 大阪府柏原市玉手町9番1号）  |   |   |
| 選定の経過         | 令和5年 8月28日 第2回柏原市指定管理者選定委員会（選定基準の審議）<br>令和5年10月26日 第4回柏原市指定管理者選定委員会（書類審査・候補者の選定）  |   |   |
| 選定委員          | 委員長<br>委員<br>委員<br>委員<br>委員<br>委員   | 柏原市政策推進部長<br>柏原市政策推進部総合政策監<br>柏原市財務部長<br>柏原市市民部長<br>大阪教育大学教授<br>公認会計士 | 市川 信行<br>山口 伸和<br>石橋 敬三<br>小林 一裕<br>高山 新<br>中丁 卓也 |
| 申請団体<br>（非公募） | 玉手地域コミュニティ委員会   |   |   |
| 非公募とした理由      | コミュニティ会館は地域コミュニティの拠点施設であり、地域住民で構成される団体によって管理運営を行うことにより、地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与するという施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できることから、指定管理者選定委員会で審議の上、柏原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、非公募により選定した。 |   |   |

### 審査結果表

| 条例に定める指定の要件  | 審査項目  | 配点   | 玉手地域コミュニティ委員会 |
|--|---|------|---------------|
| 1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上がはかれるものであること                   | (1)施設の設置目的及び市が示した管理の方針との整合性<br>(2)平等な利用を図るための具体的手法<br>(3)利用者へのサービス向上のための方策等 | 30点  | 27点           |
| 2. 施設の効用を最大限に発揮できるものであること                              | (1)施設の最大限効果的な管理運営（利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果）                              | 20点  | 16点           |
| 3. 施設の適正な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の節減が図られるものであること      | (1)施設の適正な維持及び管理（維持管理の内容）<br>(2)管理経費の節減                                      | 20点  | 18点           |
| 4. 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること | (1)施設の管理を安定的に行う人的能力<br>(2)団体の経営規模及び能力等（安定的な運営が可能となる財政基盤）                    | 20点  | 16点           |
| 5. その他、施設の管理・運営上必要な事項                                  | (1)市施策との整合  | 10点  | 8点            |
| 合計点  |   | 100点 | 85点           |

※上記選定結果をもとに令和5年第4回柏原市議会定例会に指定管理者指定についての議案提出を行い、議決を受けた後に指定管理者の指定を行います。